

暴力団情勢

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）の施行を契機とした暴力団排除気運の高まりと取締りの一層の強化により、暴力団は、社会から孤立しつつある。しかしながら、民事介入暴力、金融・不良債権関連事犯を多数引き起こすなど、その資金獲得活動は、社会経済情勢の変化に対応して一層多様化・巧妙化しつつある。

また、暴力団は、けん銃を使用した凶悪な犯罪や薬物犯罪を多数引き起こすなど、市民社会にとって大きな脅威となっており、対立抗争事件も依然として多数発生している。

このような情勢の下、警察は、

- ・暴力団犯罪の取締りの徹底
- ・暴力団対策法の効果的な運用
- ・暴力団排除活動の推進

を三本の柱とした暴力団総合対策を推進している。

（１）暴力団構成員数等の推移

暴力団構成員及び準構成員^{（注）}の総数は、平成8年から増加を続けており、13年までは、構成員は横ばい、準構成員は増加という傾向にあったが、14年は構成員数、準構成員数ともに増加した（表4-1）。14年の五代目山口組（以下「山口組」という。）、稲川会及び住吉会の3団体の構成員は約3万1,200人で、13年に比べ約800人（2.6%）増加した。

表4-1 暴力団構成員数及び準構成員数の推移（平成10～14年）

区分	年次	10	11	12	13	14
総数（人）		81,300	83,100	83,600	84,400	85,300
構成員数		43,500	43,900	43,400	43,100	43,600
準構成員数		37,800	39,200	40,200	41,300	41,700

注：総数、構成員数及び準構成員数は概数である。

（２）暴力団組織の解散・壊滅の状況

平成14年中の暴力団組織の解散・壊滅数は160組織（構成員数921人）である。そのうち山口組、稲川会及び住吉会の3団体の傘下組織の解散・壊滅数は115組織（構成員数664人）であり、解散・壊滅した暴力団組織全体の71.9%（全構成員数の72.1%）を占めている（表4-2）。

表4-2 暴力団組織の解散、壊滅状況の推移（平成10～14年）

区分	年次	10	11	12	13	14
組織数		192	208	177	175	160
構成員数（人）		1,387	1,376	1,139	1,474	921

（注）暴力団準構成員とは、構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者、又は暴力団に資金や武器を供給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者をいう。

(3) 全般的検挙状況

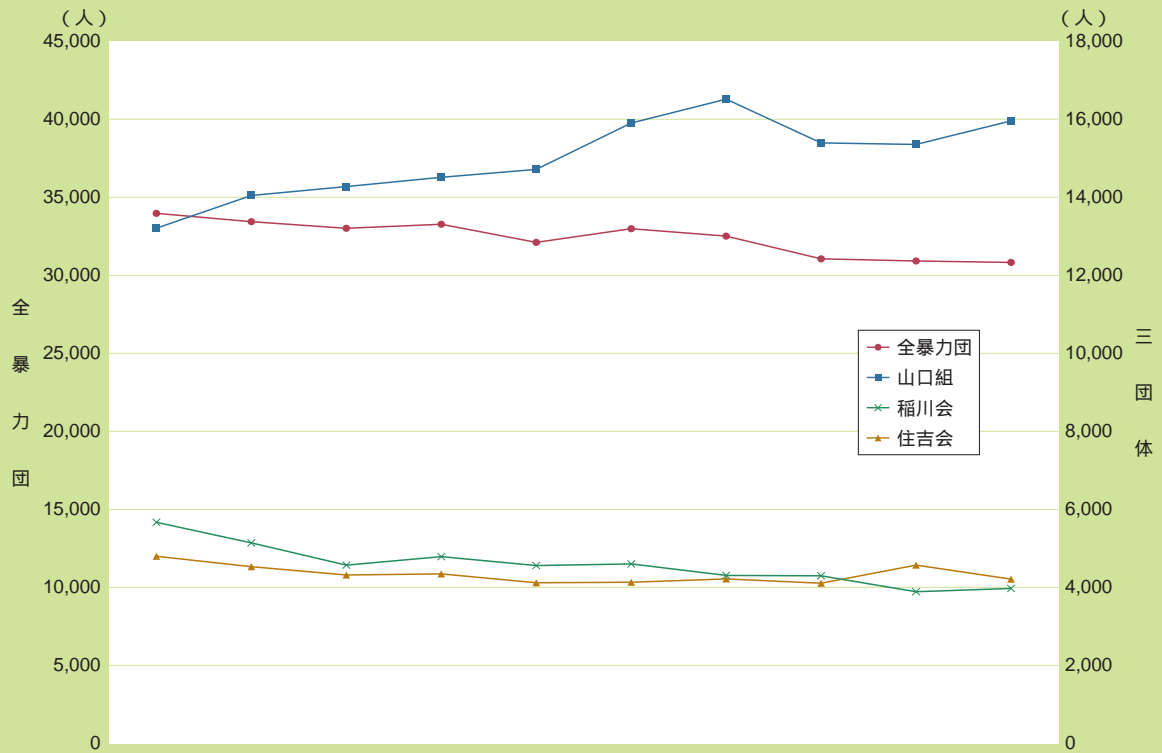
平成14年中の暴力団構成員及び準構成員の検挙人員のうち、山口組の構成員及び準構成員の検挙人員は51.8%を占めている（図4-1）。

暴力団構成員及び準構成員の検挙人員を罪種別にみると、

- ・覚せい剤取締法違反 6,699人（構成比21.7%）
- ・傷害 4,904人（15.9%）
- ・恐喝 2,954人（9.6%）
- ・窃盗 2,917人（9.5%）

の順となっている。

図4-1 暴力団構成員及び準構成員の検挙人員の推移（平成5～14年）



区分	年次	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
暴力団構成員 及び準構成員 (人)	全	33,970	33,436	33,011	33,270	32,109	32,985	32,511	31,054	30,917	30,824
	暴	(14,648)	(12,922)	(11,699)	(11,808)	(10,746)	(10,615)	(10,584)	(10,189)	(9,893)	(9,907)
	力	13,207	14,046	14,274	14,512	14,715	15,903	16,515	15,394	15,354	15,958
	団	(6,017)	(5,425)	(5,120)	(5,314)	(4,879)	(4,913)	(4,946)	(4,914)	(4,856)	(5,016)
	3	5,668	5,140	4,570	4,787	4,559	4,601	4,306	4,296	3,888	3,972
	(2,151)	(1,804)	(1,480)	(1,629)	(1,454)	(1,504)	(1,616)	(1,409)	(1,227)	(1,336)	
	4,797	4,530	4,317	4,345	4,118	4,131	4,216	4,106	4,570	4,211	
	(2,143)	(1,984)	(1,707)	(1,754)	(1,588)	(1,503)	(1,524)	(1,464)	(1,378)	(1,401)	
	23,672	23,716	23,161	23,644	23,392	24,635	25,037	23,796	23,812	24,141	
	(10,311)	(9,213)	(8,307)	(8,697)	(7,921)	(7,920)	(8,086)	(7,787)	(7,461)	(7,753)	
	69.7	70.9	70.2	71.1	72.9	74.7	77.0	76.6	77.0	78.3	

注1：()内は、暴力団構成員のみの検挙人員を示す。

注2：()内は、暴力団構成員及び準構成員の検挙人員全体に占める3団体構成員及び準構成員の検挙人員の構成比(%)を示す。

暴力団犯罪の取締り

(1) 暴力団に対する組織的犯罪処罰法の適用状況

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）は、平成12年2月に施行された。警察では同法の運用を通して、暴力団員等の長期にわたる社会からの隔離及び暴力団の資金のはく奪を図っているところであり、同法の適用件数は年々増加している（第1章第1節2参照）。

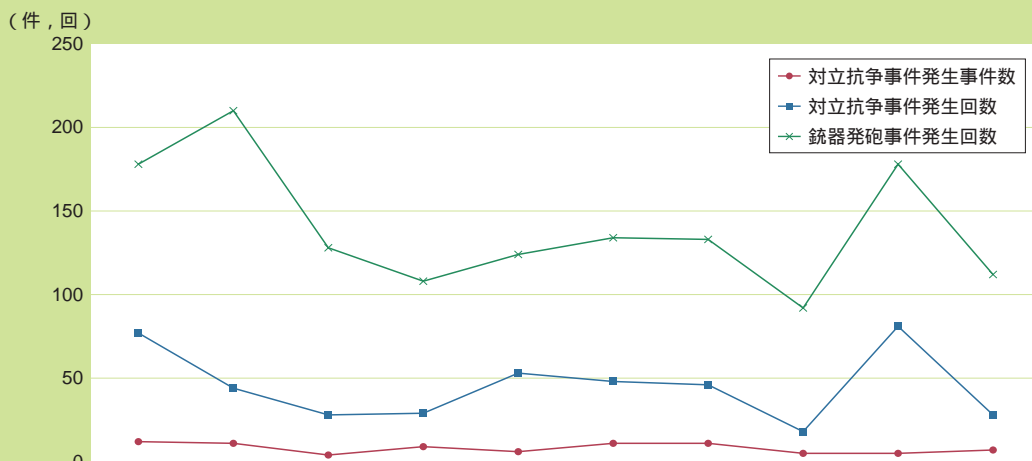
事例

会津小鉄会傘下組織関係者（58名）らは、情を知らない知人に銀行口座を開設させた上、13年7月から14年4月までの間、前後数十回にわたり、野球賭博を開張し、その賭客から徴収した金銭を、前記知人名義の口座に振込入金させて、合計約5,700万円の犯罪収益の取得につき事実を偽装した。4月、賭博開張図利で検挙し、7月、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）等で追送致した（京都）。

(2) 対立抗争事件及び銃器発砲事件の発生状況

平成14年の対立抗争及び銃器発砲の発生回数は、ともに前年に比べ減少したが、対立抗争の発生事件数は増加している（図4-2）。

図4-2 対立抗争事件、銃器発砲事件の発生状況の推移（平成5～14年）



区分	年次	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
対立抗争	発生事件数（件）	12	11	4	9	6	11	11	5	5	7
	発生回数（回）	77	44	28	29	53	48	46	18	81	28
	うち銃器使用	75 (97.4)	38 (86.4)	28 (100)	25 (86.2)	40 (75.5)	39 (81.3)	42 (91.3)	16 (88.9)	71 (87.7)	21 (75.0)
	死者数（人）	4	4	1	2	3	4	3	1	4	2
	負傷者数	11	10	1	8	20	20	12	9	15	14
銃器発砲	銃器発生回数	178	210	128	108	124	134	133	92	178	112
	死者数	16	29	21	14	16	13	22	17	24	18
	負傷者数	34	24	21	27	21	28	20	24	20	20

注1：（ ）内は、対立抗争事件の発生回数全体に占める銃器使用の構成比（%）を示す。

注2：対立抗争事件においては、特定の団体間の特定の原因による一連の対立抗争の発生から集結までを「発生事件数」1事件とし、対立抗争当事者間の攻撃回数の合計を「発生回数」としている。

事例1

14年4月，神奈川県内において，山口組傘下組織組員らと稲川会傘下組織組員らの乱闘事案が発生し，その後，山口組傘下組織事務所前に押し掛けた稲川会傘下組織組員が射殺されるなど，山口組と稲川会の対立抗争に関連するとみられる発砲事案等が3件発生した。10月末までに殺人，銃刀法違反等で17人を検挙した（神奈川）。

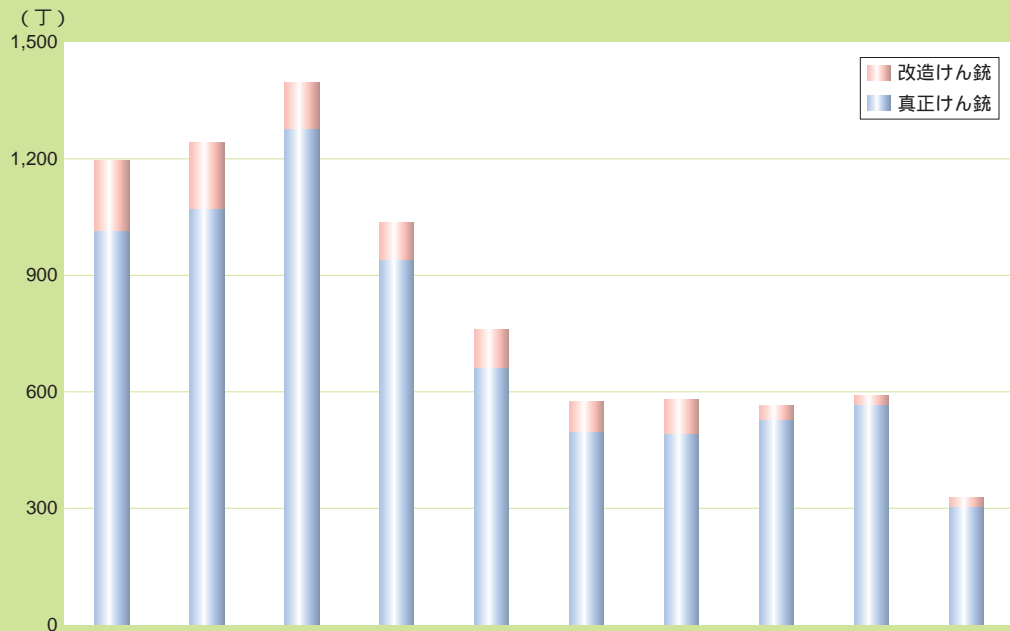
事例2

山口組傘下組織組員（22）は，14年8月，山口県内のファミリーレストラン店内において，元山口組傘下組織組長であった男性に対してけん銃5発を発砲し，射殺した。8月，殺人，銃刀法違反等で検挙した（山口）。

(3) けん銃の押収状況

けん銃の押収丁数は，平成10年以降横ばいであったが，14年は減少した（図4-3）。

図4-3 暴力団構成員及び準構成員からのけん銃押収丁数の推移（平成5～14年）



区分	年次	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
総数(丁)		1,196	1,242	1,396	1,035	761	576	580	564	591	327
	真正	1,014 (84.8)	1,069 (86.1)	1,275 (91.3)	939 (90.7)	660 (86.7)	494 (85.8)	491 (84.7)	525 (93.1)	565 (95.6)	301 (92.0)
	改造	182 (15.2)	173 (13.9)	121 (8.7)	96 (9.3)	101 (13.3)	82 (14.2)	89 (15.3)	39 (6.9)	26 (4.4)	26 (8.0)

注：()内は，押収丁数の総数に占める構成比(%)を示す。

事例

松葉会傘下組織組員（33）は，14年9月，茨城県内に所在する生家の天井裏に，けん銃32丁，実包356個，散弾銃1丁，同実包20個を隠匿した。同月，銃刀法違反で検挙した（茨城）。

(4) 資金獲得犯罪の検挙状況

① 伝統的資金獲得犯罪

古くからある暴力団の資金獲得犯罪として、覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博及び公営競技関係4法違反（ノミ行為等）が挙げられる（表4-3）。平成14年中における暴力団構成員及び準構成員の全検挙人員のうち、これらの罪種に係る検挙人員が37.0%を占めている。

表4-3 伝統的資金獲得犯罪に係る暴力団構成員及び準構成員の検挙人員の推移（平成10～14年）

区分	年次	10	11	12	13	14
伝統的資金獲得犯罪に係る全検挙人員（人）		13,695	13,653	12,910	12,100	11,398
	覚せい剤	7,193	7,933	7,720	7,298	6,699
	恐喝	3,044	2,889	3,290	3,070	2,954
	賭博	1,881	1,575	1,164	1,238	1,374
	ノミ行為等	1,577	1,256	736	494	371

注：ノミ行為等は、競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の各違反の総計を計上した。

事例

山口組傘下組織組員（22）らは、13年11月、香川県内の会社事務所において、賭客を集め、俗に「サイ本引」と称される賭博を行い、勝者から寺銭名下に金銭を徴収して利益を図った。14年4月、賭博開張図利等で21人を検挙した（香川）。

② 金融・不良債権関連事犯

暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙状況をみると、競売入札妨害事件、強制執行妨害事件等の債権回収過程におけるものが、63件（84.0%）を占めている（表4-4）。

表4-4 暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯検挙件数の推移（平成10～14年）

区分	年次	10	11	12	13	14
総計（件）		85	102	117	101	75
	融資過程	11	18	19	27	9
	債権回収過程	74	84	98	74	63

注1：「融資過程」とは、「融資過程における金融・不良債権関連事犯」を指す。
 注2：「債権回収過程」とは、「債権回収過程における金融・不良債権関連事犯」を指す。
 注3：平成14年の総計には、「その他金融機関の役職員による犯罪」3件を含む。

事例

山口組傘下組織に關係する不動産業者（42）らは、奈良県内の建設会社に対する債権の担保として同社の土地に所有権移転請求権を仮登記していたが、これに優先する根抵当権を設定していた者が競売を申し立てることが予想されたため、12年9月から13年5月までの間、この土地に建築廃材等約670トンを投棄し、容易に原状回復できないようにして、現況調査を担当した執行官に現況調査報告書へその旨を記載させるなど、威力を用いて公の入札の公正を害した。14年2月、競売入札妨害で2人を検挙した（奈良）。

③企業活動を利用した資金獲得犯罪

暴力団は、自らが経営に関与する企業等を通じ、又は企業と結託して、いわゆる表の経済社会へ進出し、一般の経済取引を装うなどして様々な犯罪を引き起こし、資金を獲得している。

14年中にも、公共工事に絡む入札妨害事件、建設業法違反事件等の検挙がみられた。

事例

浅野組傘下組織関係企業役員（60）らは、広島県福山市発注の公募型指名競争入札において、自分たちの関係する業者に落札させようとして、14年5月、他の業者を呼び出し、「この度の入札は降りてくれ。下請は確約する。賛同できん者は協会を降りてもらおう」などと申し向け、偽計及び威力を用いて公の入札の公正を害した。10月、同役員ら3人を恐喝未遂で検挙した（広島）。

④企業対象暴力事犯

暴力団、総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロが、企業に対して、違法な行為を行うことにより、不正な利益を得ている状況がうかがわれる（表4-5）。また、総会屋の検挙件数、検挙人員は10件、15人と13年に比べ増加しており、依然として一部企業と総会屋との関係が続いている状況がうかがわれる。

警察では、企業からの暴力団、総会屋等に係る各種相談に対応するとともに、企業対象暴力を常習とする総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロ等の取締りを推進している。

表4-5 暴力団、総会屋及び社会運動標ぼうゴロ等に係る企業対象暴力の検挙件数（平成12～14年）

区分	年次	12	13	14
企業対象暴力（件）		485	598	590

事例

総会屋（60）は、大手信販会社の株主総会において、円滑な議事の進行に協力する謝礼として、同社役員らから、11年11月ころから14年9月ころまでの間、前後数十回にわたり、現金2,800万円の利益の供与を受けた。11月、商法違反（利益受供与）で検挙した（警視庁）。

⑤国際的な活動に係る犯罪

暴力団は、資金獲得を図るため、国際犯罪組織等と連携して、高級自動車を対象とした窃盗・密輸出事件や外国人女性の不法入国又は長期滞在を目的とした偽装結婚事件等の様々な犯罪を執行している（第1章第1節5参照）。

事例

合田一家傘下組織幹部（36）、山口組傘下組織幹部（40）らは、中国人に本邦の長期在留資格を得させるため、日本人と偽装結婚させることを企て、市役所等において、虚偽の婚姻届を提出するなどして、戸籍簿にその旨不実の記載をさせるとともに、これを同所に備え付けさせて行使した。12月末までに、公正証書原本不実記載、同行使等で50人を検挙した（山口、愛媛）。

暴力団対策法の施行状況

(1) 暴力団の指定状況

平成15年3月現在、24団体が指定暴力団として指定されており、14年中には、極東会ほか5団体が4度目の指定、中野会が2度目の指定をそれぞれ受けた（表4-6）。

表4-6 指定暴力団の指定の状況

平成15年3月31日現在

番号	名称	主たる事務所の所在地	代表する者	勢力範囲	暴力団員数	指定年月日	効力発生年月日	代紋
1	五代目山口組	兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1	渡邊 芳則	1都1道2府41県	約1万7,900人	平成13年 6月15日	平成13年 6月23日	
2	稲川会	東京都港区六本木7-8-4	稲川 角二	1都1道21県	約5,100人	平成13年 6月15日	平成13年 6月23日	
3	住吉会	東京都港区赤坂6-4-21	西口 茂男	1都1道1府17県	約6,300人	平成13年 6月15日	平成13年 6月23日	
4	四代目工藤會	福岡県北九州市小倉北区神岳1-1-12	野村 悟	3県	約530人	平成13年 6月19日	平成13年 6月26日	
5	三代目旭琉会	沖縄県那覇市首里石嶺町4-301-6	翁長 良宏	県内	約270人	平成13年 6月19日	平成13年 6月26日	
6	沖縄旭琉会	沖縄県那覇市辻2-6-19	富永 清	県内	約410人	平成13年 6月19日	平成13年 6月26日	
7	五代目会津小鉄会	京都府京都市下京区東高瀬川筋上ノ口上る岩滝町176-1	圖越 利次	1道1府1県	約930人	平成13年 7月23日	平成13年 7月27日	
8	四代目共政会	広島県広島市南区仁保新町2-6-5	沖本 勲	県内	約280人	平成13年 7月23日	平成13年 7月27日	
9	六代目合田一家	山口県下関市竹崎町3-14-12	温井 完治	3県	約160人	平成13年 7月23日	平成13年 7月27日	
10	四代目小桜一家	鹿児島県鹿児島市甲突町9-1	平岡 喜榮	県内	約120人	平成13年 7月23日	平成13年 7月27日	
11	三代目浅野組	岡山県笠岡市笠岡615-11	串田 芳明	2県	約130人	平成13年12月 7日	平成13年12月14日	
12	道仁会	福岡県久留米市通東町6-9	松尾誠次郎	4県	約740人	平成13年12月 7日	平成13年12月14日	
13	親和会	香川県高松市塩上町2-14-4	細谷 國彦	県内	約70人	平成13年12月 7日	平成13年12月16日	
14	双愛会	千葉県市原市辰巳台西5-9-9	申 明雨	2県	約400人	平成13年12月21日	平成13年12月24日	
15	三代目依道会	広島県尾道市山波町3025-1	渡邊 望	6県	約190人	平成14年 3月 1日	平成14年 3月 4日	
16	太州会	福岡県田川市大字弓削田1314-1	日高 博	県内	約140人	平成14年 3月 1日	平成14年 3月 4日	
17	七代目酒梅組	大阪府大阪市中央区東心斎橋2-6-23	金 在鶴	2府2県	約210人	平成14年 5月17日	平成14年 5月26日	
18	極東桜井總家連合会	静岡県沼津市原字東沖1767-1	芹澤 保行	6県	約330人	平成14年 6月24日	平成14年 7月 8日	
19	極東会	東京都豊島区西池袋1-29-5	曹 圭化	1都1道13県	約1,500人	平成14年 7月15日	平成14年 7月21日	
20	東組	大阪府大阪市西成区山王1-11-8	岸田 清	府内	約170人	平成14年 7月29日	平成14年 8月 4日	
21	松葉会	東京都台東区西浅草2-9-8	李 春星	1都1道8県	約1,400人	平成15年 2月 3日	平成15年 2月10日	
22	國粹会	東京都台東区千束4-3-1	工藤 和義	1都7県	約520人	平成12年 5月 2日	平成12年 5月13日	
23	中野会	大阪府大阪市天王寺区生玉町12-4	中野 太郎	1都2府6県	約140人	平成14年 6月24日	平成14年 7月 1日	
24	二代目福博会	福岡県福岡市博多区千代5-18-15	和田万亀男	4県	約330人	平成15年 2月 3日	平成15年 2月10日	

注1：本表に計上した数値は、最新の指定の基準日における勢力範囲、暴力団員数を示している。
 2：石川一家（平成5年2月18日佐賀県公安委員会指定）は、五代目山口組傘下組織となったため、平成7年10月16日に指定を取り消された。
 3：二代目大日本平和会（平成6年4月7日兵庫県公安委員会指定）は、再度の指定が行われず、平成9年4月6日で指定の効力が失われた。
 4：三代目山野会（平成10年12月21日熊本県公安委員会）は、団体の壊滅のため、平成13年11月8日に指定を取り消された。
 5：平成14年末における全暴力団構成員（43,600人）に占める指定暴力団員（40,000人）の比率は91.7%である。

(2) 中止命令及び再発防止命令の発出状況

平成14年中の中止命令を形態別にみると、資金獲得活動である暴力的要求行為（9条）に係るものが全体の57.5%を占めており、団体別にみると、山口組、稲川会及び住吉会に対するものが全体の73.9%を占めている（表4-7）。なお、暴力団対策法施行以降、発出された中止命令、再発防止命令の総件数は、14年末現在、それぞれ1万7,619件、615件に上っている。

表4-7 暴力団対策法に基づく中止命令及び再発防止命令件数（平成10～14年）

区分		年次					
		10	11	12	13	14	
総数		1,900 (43)	2,275 (25)	2,185 (95)	2,238 (96)	2,599 (141)	
形態別	9条	不当贈与要求行為	483 (3)	540 (1)	514 (2)	625 (5)	618 (15)
		みかじめ料要求行為	147 (3)	144	203 (7)	180 (8)	193 (20)
		用心棒料等要求行為	244 (24)	340 (18)	315 (62)	286 (38)	407 (57)
		高利債権取立等行為	16	23	15 (1)	19 (1)	29 (1)
		不当債権取立行為	12	12	19	24	33
		不当債務免除要求行為	243 (1)	175	177	148 (4)	90
		不当貸付等要求行為	27	24	27	34 (6)	28
		競売等妨害行為		2		1	1
		不当示談介入行為	1	10	1	4	4
	因縁をつけての金品等要求行為	39	52	42	31	54 (1)	
	その他	23	35 (1)	39 (3)	30	38 (2)	
	10条	暴力的要求行為の要求行為等		(1)		(1)	
		暴力的要求行為の現場に立会い助ける行為	178	372	347	311	496
	12条の2	指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為	(3)				(3)
	12条の3	準暴力的要求行為の要求行為等	(1)	(1)			(3)
	12条の5	準暴力的要求行為	1	1 (1)		3 (1)	1 (1)
16条	少年に対する加入強要・脱退妨害	45 (3) 5	50 1	47 (3)	80 (6)	49 (2)	
	威迫による加入強要・脱退妨害	377 (5)	424 (2)	387 (15)	399 (26)	489 (35)	
	密接関係者の親族等に対する加入強要・脱退妨害	64	68	48 (2)	48	55	
	加入の強要の命令等						
	指詰めの強要等		1	2	11	9	
24条	少年に対する入れ墨の強要等			2		5 (1)	
29条	事務所における禁止行為等		2		4		
団体別	五代目山口組	846 (16) 5	965 13	996 (43)	994 (43)	1,174 (61)	
	稲川会	347 (10)	364 (5) 1	339 (16)	358 (21)	399 (35)	
	住吉会	243 (10)	298	272 (16)	320 (12)	348 (22)	
	四代目工藤會	9	6	14	9 (1)	6 (1)	
	六代目合田一家	3	3	14 (3)	12 (2)	10	
	五代目会津小鉄会	33 (1)	38	27 (3)	40 (3)	21 (3)	
	四代目共政会	11	8	7	14 (1)	11 (1)	
	四代目小桜一家	3	1	8	2	10	
	道仁会	25	33	39 (1)	47 (3)	70 (2)	
	三代目旭琉会	1	9	10	6	13	
	沖縄旭琉会	6	7 (1)	14	8 (1)	11	
	三代目浅野組	1	3	9	1	4	
	親和会	4	6	1	5	5	
	双愛会	29 (2)	20 (2)	12	18	25 (3)	
	(三代目山野会)	12	1	5	3		
	三代目俠道会	4	7	5 (1)	6	1 (2)	
	太州会		5	1	7	7	
	七代目酒梅組	14	4	9	4	2	
	極東桜井總家連合会	18 (1)	33	5	6 (1)	9 (4)	
	極東会	66	58 (1)	51 (2)	62 (2)	56	
	東組	9	19	15 (2)	21	15	
	松葉会	62 (2)	60	43 (6)	52 (2)	70 (3)	
	國粹会	29 (1)	54 (2)	39 (2)	48 (2)	33 (2)	
	中野会		3	1	3	2 (1)	
	二代目福博会			5	4	15	

は平成9年改正による追加条項。

注1：数字は、中止命令の件数であり、()内は再発防止命令、内は少年脱退措置命令のそれぞれの外数である。

2：三代目山野会は、団体の壊滅のため、平成13年11月8日に指定を取り消された。

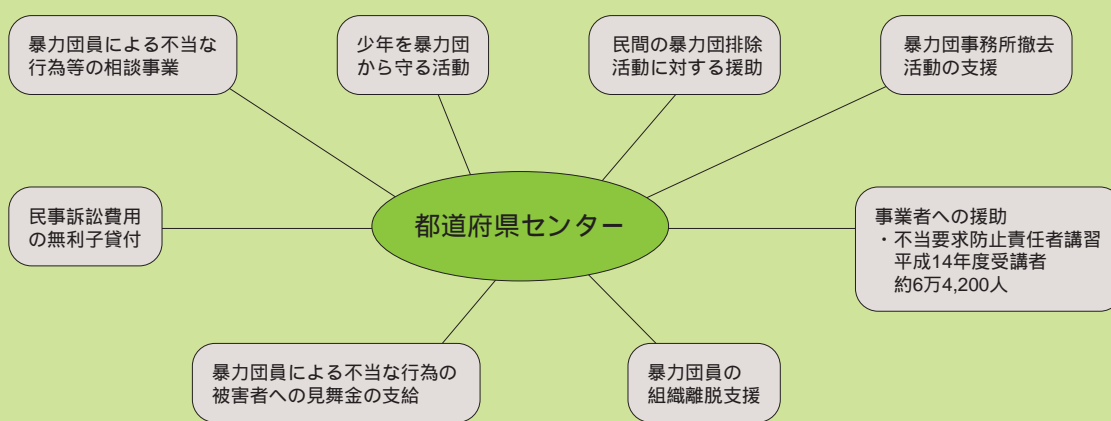
3：団体名は、平成14年12月31日現在のものである。

民事介入暴力対策及び暴力団排除活動の現状

(1) 都道府県暴力追放運動推進センターの活動状況

都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）は、警察，弁護士会その他の関係機関・団体との連携の下に民事介入暴力対策及び暴力団排除活動を活発に展開している。

主な都道府県センターの活動



(2) 行政対象暴力の排除対策

暴力団を始めとした反社会的勢力が、不正な利益を得る目的で行政機関又はその職員を対象として行う違法又は不当な行為が顕著となっている。これに対して、警察は、暴力追放運動推進センター及び弁護士会と連携し、行政機関に対する不当要求防止責任者講習を実施するとともに、行政機関における不当要求防止対策委員会等の設置の働き掛けを行うなど、行政対象暴力を排除する対策を積極的に推進している（第1章第1節2参照）。

(3) 各種業からの暴力団排除

警察では、国や地方公共団体等と連携して、暴力団の資金源を遮断し、各種業界の健全化を図るため、各種業からの暴力団排除を積極的に推進している。

① 産業廃棄物処理業等からの暴力団排除

警察では、地方公共団体と連携して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、産業廃棄物処理業等からの暴力団排除を積極的に推進している。

事例

千葉県警察では、千葉県知事からの意見照会を受けて、産業廃棄物処理業新規許可申請会社の調査を実施したところ、山口組傘下組織幹部と関係を有する者が役員に就任しているなど、同幹部の当該事業に対する事業活動支配の実態が明らかとなったことから、平成14年10月、千葉県知事に対して意見を述べた結果、県はこの申請に対して不許可処分とした。

②公共事業等からの暴力団排除

警察では、国や地方公共団体と連携して、暴力団の資金源を遮断するため、国や地方公共団体等の発注する公共事業の請負業者から暴力団及び暴力団利用業者を排除するなど、公共事業における暴力団排除活動を積極的に推進している。

また、建設業及び不動産業については、都道府県警察と知事部局との申合せに基づき、許可申請時等における審査や、個別事案に基づく排除要請により許可を取り消すなどして、暴力団を排除するための連携を徹底している。

事例

長崎県警察では、建設会社営業所に対する発砲事件を捜査しているなかで、建設会社が山口組傘下組織幹部（60）と密接な交友関係を有していることが判明し、さらにその他の建設会社2社についても同幹部と密接な関係にあることが明らかとなったことから、この事実を長崎県に通報したところ、14年2月、県は長崎県建設工事暴力団対策要綱に基づき、これらの3社を6か月の指名除外処分とした。

（4）暴力団を相手とする民事訴訟支援の動向

全国各地で、暴力団事務所の明渡しや使用差止めの請求訴訟、暴力団員の違法行為による被害に係る損害賠償請求訴訟等、暴力団を相手方とした民事訴訟が提起されており、警察は日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会等とも連携しつつ積極的に訴訟支援を行っている。なかでも、暴力団犯罪の被害者が、当該犯罪等の実行行為者のみならず、その所属する暴力団の組長等の使用者責任や共同不法行為責任を追及する損害賠償請求訴訟については、被害回復に寄与することはもとより、暴力団組織に打撃を与えている。

警察は、危害防止の観点から関係者に対する保護対策を徹底するとともに、暴力団情報の積極的な提供を図っている。

事例

山口組傘下組織組事務所として使用されている建物の家主の関係者から、「貸した住宅がいつの間にか暴力団事務所になっているので、追い出してほしい」旨の相談を受けたことから、佐賀県警察、弁護士会、同県暴力追放運動推進センターとの三者協議会において、当該組事務所撤去の連携チームを結成し、占有移転・占有名義変更禁止の不動産仮処分の申請及び家屋明渡し請求訴訟を提起して、当該組事務所を撤去することに成功した。